

手数料等の当座勘定自動引落に関する規則

(趣 旨)

第1条 当座勘定規定第17条第2項または準備預り金規定第17条第2項の規定による手数料および料金の引落に関する事務の取扱いについては、この規則の定めるところによる。

(対象手数料等)

第2条 当座勘定規定第17条第2項または準備預り金規定第17条第2項の規定による引落の対象とする手数料および料金（以下「日銀ネット利用手数料等」という。）は、日本銀行が別に定める。

(納付事務統轄店舗)

第3条 日本銀行との間で当座勘定取引または準備預り金取引に関する約定を結んだ者（以下「取引金融機関」という。）は、予め日本銀行との間で当該取引を行う先（以下「取引先」という。）のうちから、納付事務統轄店舗を定め、日本銀行に届出て、その承認を得るものとする。

2. 取引金融機関は、納付事務統轄店舗を変更する場合には、変更の月の前々月における日本銀行の最終営業日までに、日本銀行に届出て、その承認を得るものとする。

(日銀ネット利用手数料等金額の計算等)

第4条 日本銀行は、取引金融機関が納付すべき日銀ネット利用手数料等の金額（以下「請求金額」という。）を月毎に集計する。

2. 日本銀行金融ネットワークシステム（以下、「日銀ネット」という。）を利用する先（以下「利用先」という。）である納付事務統轄店舗は、日本

銀行が別に定めるところにより、日銀ネット利用手数料等明細および日銀ネット利用手数料等内訳件数等を出力のうえ、請求金額を確認する。ただし、日銀ネット利用手数料等請求書（第1号書式。以下「請求書」という。）および日銀ネット利用手数料等内訳件数等（第2号書式。以下「内訳件数等」という。）の書面による送付を本行から承認された納付事務統轄店舗（以下「承認店舗」という。）はこの限りでない。

3. 利用先である納付事務統轄店舗（承認店舗を除く。）は、日銀ネットの障害等により、前項に規定する出力ができない場合には、その旨申出るものとする。
4. 日本銀行は、請求書および内訳件数等を利用先でない納付事務統轄店舗および承認店舗に送付する。
5. 利用先でない納付事務統轄店舗および承認店舗は、送付された請求書または内訳件数等により請求金額等を確認する。ただし、到達しない場合には、前項の規定による集計の対象の月（以下「集計対象月」という。）の翌月第10営業日までに、当該店舗を通じ、当該店舗と当座勘定取引または準備預り金取引のある日本銀行本支店（以下「収納事務等主管店」という。）にその旨申出るものとする。
6. 日本銀行は、第3項に規定する申出がない場合には利用先である納付事務統轄店舗（承認店舗を除く。）において第2項の出力を行ったものとみなす。また、第5項に規定する申出がない場合には利用先でない納付事務統轄店舗および承認店舗に第4項の請求書および内訳件数等が到達したものとみなす。

（請求金額またはその内訳に対する異議の申立）

第5条 取引金融機関は、請求金額または請求金額算定の根拠となった事務処理等の件数等について異議がある場合には、集計対象月の翌月25日の前々営業日までに、納付事務統轄店舗を通じ、収納事務等主管店に書面により異議の申立を行うものとする。

2. 取引金融機関は、前項の規定による申立を行わなかった場合には、当該請求書および内訳件数等の内容と異なる内容を日本銀行に対抗することはできない。

(手数料等の自動引落)

第6条 日本銀行は、請求金額（日本銀行がその収納前に請求金額を訂正したときはその訂正後の金額。以下この条において同じ。）を、集計対象月の翌月26日（その日が日本銀行休業日の場合には翌営業日）の午後3時に引落処理を起動して、その納付事務統轄店舗の当座勘定または準備預り金口座から引落し、取引金融機関が納付すべき日銀ネット利用手数料等としてこれを収納する。

2. 日本銀行は、前項の規定による収納を行った後に請求金額を訂正する必要があると認めた場合には、日本銀行が適当と認める方法により、その訂正によって生じた差額を返戻し、または追徴する。

(領収書の作成および送付)

第7条 日本銀行は、前条第1項の規定による収納を行った場合には、第1号書式の領収書を利用先でない納付事務統轄店舗および承認店舗に送付する。また、利用先である納付事務統轄店舗に対しては、当座勘定引落通知を送信する。

2. 第4条第4項、第5項および第6項の規定は、前項の領収書について準用する。この場合において、同項中「請求書または内訳件数等」または「請求書および内訳件数等」とあるのは「領収書」と、「翌月」とあるのは「翌々月」と読替えるものとする。

(異例時の取扱い)

第8条 日本銀行は、この規則の規定による取扱いができないと認める場合には、この規則の規定と異なる取扱いをし、または取引金融機関にこの規則の規定と異なる取扱いを指示することができる。

(所要事項等の決定等)

第9条 日本銀行は、日銀ネット利用手数料等の収納を円滑に行うため、この規則に定めるもののほか、所要の事項を定め、または所要の措置を講ずることができる。

(規則の改正)

第10条 日本銀行は、日銀ネット利用手数料等の収納を円滑に行うため、必要があると認める場合には、この規則を改正することができる。

日 銀 ネット 利用 手数料 等 内 訳 件 数 等 (年 月 分)

金融機関等コード	金融機関等名	内訳件数等出力対象区分コード(注1)	内訳件数等出力対象区分名	料金・その他区分コード(注2)	料金・その他区分名	料金区分コード(注3)	料金区分名(注4)	利用開始日(注4)	利用終了日(注4)	内訳等(注5)	金融機関等店舗コード(注6)	金融機関等店舗名(注7)	手数料出力対象区分(注8)	業務処理区分コード(注8)	業務処理区分名(注8)	業務処理区分名(注8)	帳票コード(注11)	内訳区分コード(注8)	内訳区分名(注8)	単価(消費税等(注12)を含まず)	件数(注8)	

(注1) 同一の行に表示される単価が「当座勘定取引、準備預り金取引および日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する手数料および料金を定める件」に定める「手数料」の単価である場合には「2」が、それ以外の場合には「1」が表示されます。

(注2) 同一の行に表示される内訳件数等出力対象区分コードが「1」でかつ、同一の行に表示される単価が「当座勘定取引、準備預り金取引および日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する手数料および料金を定める件」に定める「料金」の単価である場合には「1」が、それ以外の場合には「2」が表示されます。同一の行に表示される内訳件数等出力対象区分コードが「2」である場合には表示されません。

(注3) 接続方法や回線速度に応じた料金区分を示すコードが表示されます。

(注4) 同一の行に表示される料金・その他区分コードが「1」である場合にのみ表示されます。それ以外の場合には表示されません。

(注5) 同一の行に表示される料金・その他区分コードが「2」である場合にはその金額の内訳等が表示されます。それ以外の場合には表示されません。

(注6) 同一の行に表示される内訳件数等出力対象区分コードが「1」である場合には「*****」が表示されます。同一の行に表示される内訳件数等出力対象区分コードが「2」である場合において、同一の行に表示される件数が店舗別の件数であるときは当該金融機関等店舗コードが、全店舗の合計の件数であるときは「*****」が、それぞれ表示されます。

(注7) 同一の行において金融機関等店舗コードが表示される場合には当該金融機関等店舗名称が表示されます。同一の行において「*****」が表示される場合には金融機関等名が表示されます。

- (注8) 同一の行に表示される内訳件数等出力対象区分コードが「2」である場合にのみ表示されます。それ以外の場合には表示されません。
- (注9) 同一の行に表示される手数料出力対象区分が「1」である場合には、業務処理区分コードが表示されます。同一の行に表示される手数料出力対象区分が「2」である場合には、業務処理区分(手数料)コードが表示されます。
- (注10) 同一の行に表示される手数料出力対象区分が「1」である場合には、納付対象となる業務処理区分名が表示されます。同一の行に表示される手数料出力対象区分が「2」である場合には、納付対象となる業務処理区分(手数料)名が表示されます。なお、一部の業務処理区分名については、略称で表示されます。
- (注11) 手数料出力対象区分が「1」である場合にのみ表示されます。それ以外の場合には表示されません。
- (注12) 消費税および地方消費税をいいます。